

(地Ⅲ34)
平成27年5月15日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小森貴

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行等について」等について

感染症法施行規則の一部を改正する省令が平成27年5月12日に公布され、5月21日から施行されることとなり、厚生労働省より本会宛周知方依頼がまいりました。また、本改正に伴い、「感染症発生動向調査事業実施要綱」及び「感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部についても改正されました。

本件の概要は下記のとおりであります。なお、詳細については添付通知をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。

記

概要

1. 感染症法施行規則の一部改正

- (1) 医師が、都道府県知事に対して、患者の氏名、住所等を直ちに届け出なければならない五類感染症として、侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんを定めること。
- (2) 結核登録票に記載すべき事項として、結核患者についての薬剤感受性検査の結果を追加すること。
- (3) 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときに、処方された薬剤を確實に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼する先を定めること。

2. 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準の一部改正

- (1) 「第6 五類感染症」の「11 侵襲性髄膜炎菌感染症」及び「21 麻しん」の「(3) 届出基準」について、医師が、都道府県知事に対して、患者の氏名、住所等を直ちに届け出るよう届出方法の変更を行うとともに、別記様式5-11「侵襲性髄膜炎菌感染症発生届」及び別記様式5-21「麻しん発生届」において同様の改正を行うこと。
- (2) その他所要の改正を行うこと。

健感発 0513 第 1 号
平成 27 年 5 月 13 日

社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
小森 貴 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について（施行通知）」等について

標記について、今般、別添（写）のとおり、各都道府県知事、保健所設置市市長及び特別区区長宛て通知したところであります。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知について、特段の御配慮方よろしくお願いいたします。



平成 27 年 5 月 12 日
健発 0512 第 12 号

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。）が、本日別紙 1 のとおり公布され、本年 5 月 21 日から施行されるところであるが、改正の概要は下記のとおりである。

また、改正省令の施行に伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発 0319 第 458 号厚生省保健医療局長通知）の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」の一部を別紙 2 のとおり改正し、本年 5 月 21 日から適用することとする。

貴職におかれでは、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期したい。

なお、本通知においては、改正省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生労働省令第 99 号）を「施行規則」と略称する。

記

1 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 115 号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生労働省令第 99

号）について所要の規定の整備を行う。

2 概要

- (1) 医師が、都道府県知事に対して、患者の氏名、住所等を直ちに届け出なければならない五類感染症として、侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんを定めること。（施行規則第4条第3項関係）
- (2) 結核登録票に記載すべき事項として、結核患者についての薬剤感受性検査の結果を追加すること。（施行規則第27条の8第1項第4号関係）
- (3) 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときに、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼する先として、以下のものを定めること。（施行規則第27条の10関係）
- ・学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）
 - ・矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する指定訪問看護事業者
 - ・生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供的施設
 - ・売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設
 - ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設
 - ・介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業を行う者
 - ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）に規定するホームレス自立支援事業を行う事業者
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する移動支援事業を行う者、地域活動支援センターを経営する事業を行う者、福祉ホームを経営する事業を行う者、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者並びに地域生活支援事業を行う者
 - ・上記に掲げるもののほか、保健所長が適当と認めるもの

3 施行期日等

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して6月を経過した日（平成27年5月21日）から施行すること。（改正省令附則第1項関係）

(2) 経過措置

改正省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（改正省令附則第2項関係）

○厚生労働省令第二百一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第十二条第一項第一号、第五十三条の十四第二項及び第六十六条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二十七条の十」を「第二十七条の十一」に改める。

第四条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、第二十二号を第二十号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 法第二十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次に掲げるものとする。
(指導の実施の依頼先)

一 侵襲性髄膜炎菌感染症

第二十七条の八第一項第四号中「病状」の下に「、葉剤感受性検査の結果」を加える。
第九章中第二十七条の十を第二十七条の十一とし、第二十七条の九の次に次の二項を加える。

(指導の実施の依頼先)

第二十七条の十 法第五十三条の十四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）
二 矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）
三 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新	旧
感染症発生動向調査事業実施要綱	感染症発生動向調査事業実施要綱
第1～4 (略)	第1～4 (略)
第5 事業の実施	第5 事業の実施
1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、 <u>五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</u>	1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症
(1) 調査単位及び実施方法	(1) 調査単位及び実施方法
ア 診断した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、 <u>五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所（地方衛生研究所を設置しない都道府県等にあっては、検査事務を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。）に送付する。</u>	ア 診断した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所（地方衛生研究所を設置しない都道府県等にあっては、検査事務を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。）に送付する。
イ～キ (略)	イ～キ (略)
2 全数把握対象の五類感染症 <u>（第2の(73)及び(83)を除く。）</u>	2 全数把握対象の五類感染症
(1) 調査単位及び実施方法	(1) 調査単位及び実施方法
ア 診断した医師 <u>全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合に</u>	ア 診断した医師 <u>五類感染症（全数）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合に</u>

原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所に送付する。

イ 保健所

① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、第2の(63)、(65)、(66)、(68)から(70)まで、(76)、(78)から(82)又は(84)までの患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。

② (略)

ウ～キ (略)

3～6 (略)

第6 (略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成15年1月5日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年1月22日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

あっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所に送付する。

イ 保健所

① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、第2の(63)、(65)、(66)、(68)から(70)まで、(73)、(76)又は(78)から(84)までの患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。

② (略)

ウ～キ (略)

3～6 (略)

第6 (略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成15年1月5日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年1月22日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の（2）の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の（2）の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。

感染症発生動向調査事業実施要綱

第1 趣旨及び目的

感染症発生動向調査事業については、昭和56年7月から18疾病を対象に開始され、昭和62年1月からはコンピュータを用いたオンラインシステムにおいて27疾病を対象にする等、充実・拡大されて運用されてきたところである。平成10年9月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「法」という。）が成立し、平成11年4月から施行されたことに伴い、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への的確な提供・公開について、同法第三章（第12条～第16条）による施策として感染症発生動向調査を位置づけ、医師等の医療関係者の協力のもと、的確な体制を構築していくこととする。

第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。

1 全数把握の対象

一類感染症

- (1)エボラ出血熱、(2)クリミア・コンゴ出血熱、(3)痘そう、(4)南米出血熱、(5)ペスト、(6)マールブルグ病、(7)ラッサ熱

二類感染症

- (8)急性灰白髄炎、(9)結核、(10)ジフテリア、(11)重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、(12)中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、(13)鳥インフルエンザ（H5N1）、(14)鳥インフルエンザ（H7N9）

三類感染症

- (15)コレラ、(16)細菌性赤痢、(17)腸管出血性大腸菌感染症、(18)腸チフス、(19)パラチフス

四類感染症

- (20)E型肝炎、(21)ウェストナイル熱（ウェストナイル脳炎を含む。）、(22)A型肝炎、(23)エキノコックス症、(24)黄熱、(25)オウム病、(26)オムスク出血熱、(27)回帰熱、(28)キャサヌル森林病、(29)Q熱、(30)狂犬病、(31)コクシジオイデス症、(32)サル痘、(33)重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、(34)腎症候性出血熱、(35)西部ウマ脳炎、(36)ダニ媒介脳炎、(37)炭疽、(38)チクングニア熱、(39)つつが虫病、(40)デング熱、(41)東部ウマ脳炎、(42)鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）、(43)ニパウイルス感染症、(44)日本紅斑熱、(45)日本脳炎、(46)ハンタウイルス肺症候群、(47)Bウイルス病、(48)鼻疽、(49)ブルセラ症、(50)ベネズエラウマ脳炎、(51)ヘンドラウイルス感染症、(52)

発しんチフス、(53)ボツリヌス症、(54)マラリア、(55)野兎病、(56)ライム病、(57)リッサウイルス感染症、(58)リフトバレー熱、(59)類鼻疽、(60)レジオネラ症、(61)レプトスピラ症、(62)ロッキー山紅斑熱

五類感染症（全数）

(63)アメーバ赤痢、(64)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(65)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(66)急性脳炎（ウェストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(67)クリプトスボリジウム症、(68)クロイツフェルト・ヤコブ病、(69)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(70)後天性免疫不全症候群、(71)ジアルジア症、(72)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(73)侵襲性髄膜炎菌感染症、(74)侵襲性肺炎球菌感染症、(75)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(76)先天性風しん症候群、(77)梅毒、(78)播種性クリプトコックス症、(79)破傷風、(80)パンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(81)パンコマイシン耐性腸球菌感染症、(82)風しん、(83)麻しん、(84)薬剤耐性アシネットバクター感染症

新型インフルエンザ等感染症

(110)新型インフルエンザ、(111)再興型インフルエンザ

指定感染症

該当なし

2 定点把握の対象

五類感染症（定点）

(85)R S ウイルス感染症、(86)咽頭結膜熱、(87)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(88)感染性胃腸炎、(89)水痘、(90)手足口病、(91)伝染性紅斑、(92)突発性発しん、(93)百日咳、(94)ヘルパンギーナ、(95)流行性耳下腺炎、(96)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(97)急性出血性結膜炎、(98)流行性角結膜炎、(99)性器クラミジア感染症、(100)性器ヘルペスウイルス感染症、(101)尖圭コンジローマ、(102)淋菌感染症、(103)クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(104)細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(105)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(106)マイコプラズマ肺炎、(107)無菌性髄膜炎、(108)メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症、(109)薬剤耐性緑膿菌感染症

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(112)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは(113)発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）

3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象

二類感染症

(13)鳥インフルエンザ（H5N1）

第3 実施主体

実施主体は、国、都道府県及び保健所を設置する市（特別区を含む。）とする。

第4 実施体制の整備

1 中央感染症情報センター

中央感染症情報センターは、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁から報告された患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を全国情報として速やかに都道府県等に提供・公開するための中心的役割を果たすものとして、国立感染症研究所感染症疫学センター内に設置する。

2 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

地方感染症情報センターは各都道府県等域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、都道府県等の本庁に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開することとして、各都道府県等域内に1カ所、地方衛生研究所等の中に設置する。また、都道府県、保健所を設置する市、特別区間等の協議の上、当該都道府県内の地方感染症情報センターの中で1カ所を基幹地方感染症情報センターとして、都道府県全域の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を各地方感染症情報センターに送付するものとする。

なお、以下の実施方法において、地方感染症情報センターが都道府県等の本庁の役割を代替する機能を担うことができるものとする。

3 指定届出機関（定点）

都道府県は、定点把握対象の五類感染症について、患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集するため、患者定点、疑似症定点及び病原体定点をあらかじめ選定する。

4 感染症発生動向調査企画委員会

（1）中央感染症発生動向調査企画委員会

本事業の適切な運用を図るために、厚生労働省に国立感染症研究所の代表、全国の保健所及び地方衛生研究所の代表、その他感染症対策に関する学識経験者からなる中央感染症発生動向調査企画委員会を置く。同委員会の事務局は中央感染症情報センターとする。

（2）地方感染症発生動向調査企画委員会

各都道府県域内における情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、都道府県に小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、微生物学、疫学、獣医学等の

専門家、保健所及び地方衛生研究所の代表、地域の医師会の代表等（10名程度）からなる地方感染症発生動向調査企画委員会を置く。同委員会の事務局は地方感染症情報センターとする。

第5 事業の実施

- 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

（1）調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所（地方衛生研究所を設置しない都道府県等にあっては、検査事務を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。）に送付する。

イ 保健所

- ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、当該患者（第2の(54)を除く。）を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。
- ② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 地方衛生研究所

- ① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。
- ② 検査のうち、地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 地方衛生研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。

オ 都道府県等の本庁

- ① 都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 都道府県等の本庁にあっては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された検査情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。

カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下カ及びキにおいても同じ。）を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

キ 中央感染症情報センター

- ① 中央感染症情報センターは、都道府県等で確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、全数把握の五類感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等の本庁に提供する。
- ② 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から報告された病原体情報及びエに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等に掲載する。

2 全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。）

（1）調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所に送付する。

イ 保健所

- ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内

容を入力するものとする。また、保健所は、第2の(63)、(65)、(66)、(68)から(70)まで、(76)、(78)から(82)又は(84)までの患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。

- ② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 地方衛生研究所

- ① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票と検体又は病原体情報等が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。
- ② 検査のうち、当該地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 地方衛生研究所は、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。

オ 都道府県等の本庁

- ① 都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の患者情報について、保健所が診断した医師から届出を受けてから7日以内に、登録情報の確認を行う。
- ② 都道府県等の本庁にあっては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された検査情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。

カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下カ及びキにおいて同じ。）を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

キ 中央感染症情報センター

- ① 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁で確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報について、一類感染症から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等の本庁に提供する。
- ② 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から報告された病原体情報及びエに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等として掲載する。

3 定点把握対象の五類感染症

(1) 対象とする感染症の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、別に定める報告基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- ① 対象感染症のうち、第2の(85)から(95)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	1
3万人～7.5万人	2
7.5万人～	3 + (人口 - 7.5万人) / 5万人

- ② 対象感染症のうち、第2の(96)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科

定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	$3 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

- ③ 対象感染症のうち、第2の(97)及び(98)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～12.5万人	0
12.5万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 15\text{万人}$

- ④ 対象感染症のうち、第2の(99)から(102)に掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	0
7.5万人～	$1 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 13\text{万人}$

- ⑤ 対象感染症のうち、第2の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(103)から(109)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏

域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、病原体定点を選定する。この場合においては、次の点に留意する。

- ① 原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定すること。
- ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(86)から(88)まで、(90)及び(93)から(95)までを対象感染症とすること。
- ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(96)を対象感染症とすること。
- ④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(97)及び(98)を対象感染症とすること。
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(104)及び(107)を対象感染症とすること。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、(2)のアの①、②、③及び⑤(第2の(105)、(108)及び(109)に関する患者情報を除く。)により選定された患者定点に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの④及び⑤(第2の(105)、(108)及び(109)に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

イ 病原体情報については、原則として結果がまとまり次第、報告することとする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

- ① 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における別に定める報告基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等を記載する。
- ③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 病原体定点

- ① 病原体定点として選定された医療機関は、別に定める病原体検査指針により、微生物学的検査のために検体を採取する。
- ② 病原体定点で採取された検体は、別記様式の検査票を添えて、速やかに地方衛生研究所へ送付する。

ウ 保健所

- ① 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとする。また、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。
- ② 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

エ 地方衛生研究所

- ① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票及び検体が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付するものとする。
- ② 検査のうち、当該地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 地方衛生研究所は、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

オ 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。

カ 都道府県等の本庁

- ① 都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 都道府県等の本庁にあっては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された病原体情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。

キ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

ク 中央感染症情報センター

- ① 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から伝送された患者情報を速やかに集計し、分析評価をえた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成し、都道府県等の本庁に送付する。
- ② 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から報告された病原体情報及び前記才に基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等に掲載する。

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、別に定める報告基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の選定

ア 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(112)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(113)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3（2）ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

(3) 実施方法

ア 疑似症定点

- ① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める報告基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2) のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として症候群サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。
- ③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 保健所

- ① 保健所は、疑似症定点における症候群サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。
- ② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定医療機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 都道府県等の本庁

都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

エ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

オ 中央感染症情報センター

中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から伝送された疑似症情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び定点把握の五類感染症の収集、分析結果とともに、週報等として作成し、都道府県等の本庁に送付する。

5 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

(1) 保健所

鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、別に定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。

なお、医療機関より提出される検体には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。

(2) 地方衛生研究所

ア 地方衛生研究所は、検体が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、法施行規則第9条第2項に従い、検体を国立感染症研究所に送付する。

(3) 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所から送付された検体について検査を実施し、その結果を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

6 その他

(1) 感染症発生動向調査は、全国一律の基準で実施されるべきものであるが、上記の実施方法以外の部分について、必要に応じて、各都道府県等の実状に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくことが求められる。

(2) 政令市又は特別区において、当該検査事務を他の地方公共団体に委託する場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定の定めるところによること。

(3) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて健康局長が定めることとする。

第6 費用

国は、本事業に要する費用のうち、都道府県が支弁する法第14条から第16条の規定に基づく本事業の事務に要する費用に対して、法第61条の規定に基づき負担する。

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。



健感発 0512 第 3 号
平成 27 年 5 月 12 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 101 号）が本日公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、本年 5 月 21 日から適用することとした。今回の改正の概要は下記のとおりである。

貴職におかれでは、内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の概要

- 1 「第 6 五類感染症」の「11 侵襲性髄膜炎菌感染症」及び「21 麻しん」の「(3) 届出基準」について、医師が、都道府県知事に対して、患者の氏名、住所等を直ちに届け出るよう届出方法の変更を行うとともに、別記様式 5-11「侵襲性髄膜炎菌感染症発生届」及び別記様式 5-21「麻しん発生届」において同様の改正を行うこと。
- 2 その他所要の改正を行うこと。

第二 適用日

この通知は、平成 27 年 5 月 21 日から適用する。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」 新旧対照表

新	旧
別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準	別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準
第1～5 (略)	第1～5 (略)
第6 五類感染症	第6 五類感染症
1～7 (略)	1～7 (略)
8 後天性免疫不全症候群 (1)～(3) (略) (4) 届出に必要な要件（サーベイランスのためのHIV感染症／AIDS診断基準（厚生労働省エイズ動向委員会、2007）抜粋） ア (略) イ AIDSの診断 アの基準を満たし、下記の指標疾患（Indicator Disease）の1つ以上が明らかに認められる場合にAIDSと診断する。ただし、(ア)の基準を満たし、下記の指標疾患以外の何れかの症状を認める場合には、その他とする。	8 後天性免疫不全症候群 (1)～(3) (略) (4) 届出に必要な要件（サーベイランスのためのHIV感染症／AIDS診断基準（厚生労働省エイズ動向委員会、2007）抜粋） ア (略) イ AIDSの診断 アの基準を満たし、下記の指標疾患（Indicator Disease）の1つ以上が明らかに認められる場合にAIDSと診断する。ただし、(ア)の基準を満たし、下記の指標疾患以外の何れかの症状を認める場合には、その他とする。
指標疾患（Indicator Disease） A.～D. (略) E. 腫瘍 16. カポジ肉腫 17. 原発性脳リンパ腫 18. 非ホジキンリンパ腫 19. 浸潤性子宮頸癌 ^(※) F. (略) (※) C11活動性結核のうち肺結核及びE19浸潤性子宮頸癌については、HIVによる免疫不全を示唆する所見がみられる者に限る。	指標疾患（Indicator Disease） A.～D. (略) E. 腫瘍 16. カポジ肉腫 17. 原発性脳リンパ腫 18. 非ホジキンリンパ腫 <u>(LSG分類により、①大細胞型（免疫芽球型）、②Burkitt型)</u> 19. 浸潤性子宮頸癌 ^(※) F. (略) (※) C11活動性結核のうち肺結核及びE19浸潤性子宮頸癌については、HIVによる免疫不全を示唆する所見がみられる者に限る。
9～10 (略)	9～10 (略)

1 1 侵襲性髄膜炎菌感染症

(1) ~ (2) (略)

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から侵襲性髄膜炎菌感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、侵襲性髄膜炎菌感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。特に、患者が学生寮などで共同生活を行っている場合には、早期の対応が望まれる。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、侵襲性髄膜炎菌感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、侵襲性髄膜炎菌感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	髄液、血液
PCR法による病原体の遺伝子の検出	髄液、血液

1 2 ~ 2 0 (略)

2 1 麻しん

(1) ~ (2) (略)

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から麻しんが疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見か

1 1 侵襲性髄膜炎菌感染症

(1) ~ (2) (略)

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から侵襲性髄膜炎菌感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、侵襲性髄膜炎菌感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。特に、患者が学生寮などで共同生活を行っている場合には、早期の対応が望まれる。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、侵襲性髄膜炎菌感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、侵襲性髄膜炎菌感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	髄液、血液
PCR法による病原体の遺伝子の検出	髄液、血液

1 2 ~ 2 0 (略)

2 1 麻しん

(1) ~ (2) (略)

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から麻しんが疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

イ 感染症死亡者の死体

ら麻しんが疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならぬ。

(4) (略)

第7 (略)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から麻しんが疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならぬ。

(4) (略)

第7 (略)

新	旧
別記様式 1～4 (略)	別記様式 1～4 (略)
別記様式 5－1～5－7 (略)	別記様式 5－1～5－7 (略)

別記様式5-8 後天性免疫不全症候群発生届（HIV感染者を含む）

別記様式5-8

後天性免疫不全症候群発生届（HIV感染症を含む）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

<u>医師の氏名</u>	<u>印</u> (署名又は記名押印のこと)
<u>從事する病院・診療所の名称</u>	
<u>上記病院・診療所の所在地(※)</u>	
<u>電話番号(※)</u> () -	

1) 診断(検査)した者(死体)の類型											
・患者(確定例) ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体											
2) 性別	男・女										
3) 診断時の年齢	歳										
4) 病名	1) 無症候性キャリア 2) AIDS 3) その他()										
5) 診断方法	<ul style="list-style-type: none"> ・抗HIV抗体スクリーニング検査 <ul style="list-style-type: none"> 1) ELISA法 2) PFA法 3) IIC法 4) その他() ・確認検査 <ul style="list-style-type: none"> 1) Western Blot法 2) FFA法 3) その他() ・病原検査 <ul style="list-style-type: none"> 1) HIV抗原検査 2) ウィルス分離 3) PCR法 4) その他() ・18か月未満の児の免疫学的所見 <ul style="list-style-type: none"> () <p>(該当するもの全てに○をすること)</p> 										
	<p>6) 診断時の症状</p> <p>1) 有</p> <p>2) 無</p> <p>(無症候性キャリアの場合は、当欄の記載は不要)</p>										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">7) 発症年月日 (AIDS潜伏期(5-2)含む)</td> <td style="width: 50%;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>8) 初診年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>9) 診断(検査※)年月日 (AIDS潜伏期(5-2)含む)</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>10) 離世比歿年月日</td> <td>西暦 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>11) 死亡年月日 ※</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>	7) 発症年月日 (AIDS潜伏期(5-2)含む)	平成 年 月 日	8) 初診年月日	平成 年 月 日	9) 診断(検査※)年月日 (AIDS潜伏期(5-2)含む)	平成 年 月 日	10) 離世比歿年月日	西暦 年 月 日	11) 死亡年月日 ※	平成 年 月 日
7) 発症年月日 (AIDS潜伏期(5-2)含む)	平成 年 月 日										
8) 初診年月日	平成 年 月 日										
9) 診断(検査※)年月日 (AIDS潜伏期(5-2)含む)	平成 年 月 日										
10) 離世比歿年月日	西暦 年 月 日										
11) 死亡年月日 ※	平成 年 月 日										

別記様式5-8 後天性免疫不全症候群発生届（HIV感染者を含む）

別記様式5-8

後天性免疫不全症候群発生届（HIV感染症を含む）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名	印	(署名又は記名押印のこと)
従事する病院・診療所の名称		
上記病院・診療所の所在地(※)		
電話番号(※)	() -	
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)		

1 診断(検査)した者(死体)の類型	
・患者(確定例) ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体	
2 性 別	男・女
3 診断時の年齢	歳
4 病名	1) 無症候性キャリア 2) AIDS 3) その他()
5-1 診断方法	<ul style="list-style-type: none"> ・抗HIV抗体スクリーニング検査 <ul style="list-style-type: none"> 1)ELISA法 2)PA法 3)IC法 4)その他() ・確認検査 <ul style="list-style-type: none"> 1)Western Blot法 2)IFA法 3)その他() ・病原検査 <ul style="list-style-type: none"> 1)HIV抗原検査 2)ウイルス分離 3)PCR法 4)その他() ・18か月未満の児の免疫学的所見 <ul style="list-style-type: none"> () <ul style="list-style-type: none"> (該当するもの全てに○をすること)
	6 診断時の症状 7 発病年月日 (AIDS潜伏期(5-20)歳前)
	8 初診年月日 9 診断(検査※)年月日 (AIDS潜伏期(5-20)歳前)
	10 鉄ヒビ脱臼年月日 11 死亡年月日 ※
	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日

5-2 A D S と 診 断 し た 指 標 疾 患 該 当 す る 全 て に ○	1) カンジダ症（食道、気管、気管支、肺） 2) クリプトコッカス症（肺以外） 3) コクシジョイデス症（①全身に播種したもの ②肺、頭部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 4) ヒストプラズマ症（①全身に播種したもの ②肺、頭部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 5) ニューモシスティス肺炎 6) トキソプラズマ症（生後 1か月以後） 7) クリプトスピロジウム症（1か月以上続く下痢を伴ったもの） 8) インスボラ症（1か月以上続く下痢を伴ったもの） 9) 化膿性細菌感染症（13歳未満で、ヘモフィルス、連鎖球菌等の化膿性細菌により①敗血症 ②肺炎 ③髄膜炎 ④骨髄炎（中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臟器の腫瘍のいずれかが、2年以内に、二つ以上多発あるいは繰り返して起こったもの） 10) サルモネラ菌血症（再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く） 11) 活動性結核（肺結核又は肺外結核） 12) 非結核性抗酸菌症（①全身に播種したもの ②肺、皮膚、頭部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 13) サイトメガロウイルス感染症（生後 1か月以後で、肝、脾、リンパ節以外） 14) 単純ヘルペスウイルス感染症（①1か月以上持続する粘膜、皮膚の損害を呈するもの ②生後 1か月以後で気管支炎、肺炎、食道炎を併発するもの） 15) 進行性多巣性白質脳症 16) カボジ肉腫 17) 原発性脳リンパ腫 18) 非ホジキンリンパ腫 19) 慢性子宮頸癌 20) 反復性肺炎 21) リンパ性間質性肺炎／肺リンパ過形成：LIP／PLH complex（13歳未満） 22) HIV脳症（認知症又は亜急性脳炎） 23) HIV消耗性症候群（全身衰弱又はスリム病）	
	この届出は診断から7日以内に行なってください	
	12. 感染原因・感染経路・感染地域	
	13. 感染症のまん延及び当該者の医療のために必要な事項として厚生労働大臣が定める事項	
	<p>①推定される感染原因・感染経路</p> <p>1) 性行為感染 ア. 異性間性的接觸 イ. 同性間性的接觸</p> <p>2) 静注薬物使用</p> <p>3) 母子感染</p> <p>4) 輸血</p> <p>5) その他（ ）</p> <p>6) 不明</p> <p>②推定される感染地域</p> <p>1) 日本国内</p> <p>2) その他（ ）</p> <p>3) 不明</p>	
	<p>①最近数年間の主な居住地</p> <p>1) 日本国内（ 都道府県） 2) その他（ ） 3) 不明</p> <p>②国籍</p> <p>1) 日本 2) その他 3) 不明</p>	

（1、2、4から6、12、13欄は該当する番号等を○で囲み、3、7から11欄は年齢・年月日を記入すること。※欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。）

5-2 A D S と 診 断 し た 指 標 疾 患 該 当 す る 全 て に ○	1) カンジダ症（食道、気管、気管支、肺） 2) クリプトコッカス症（肺以外） 3) コクシジョイデス症（①全身に播種したもの ②肺、頭部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 4) ヒストプラズマ症（①全身に播種したもの ②肺、頭部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 5) ニューモシスティス肺炎 6) トキソプラズマ症（生後 1か月以後） 7) クリプトスピロジウム症（1か月以上続く下痢を伴ったもの） 8) インスボラ症（1か月以上続く下痢を伴ったもの） 9) 化膿性細菌感染症（13歳未満で、ヘモフィルス、連鎖球菌等の化膿性細菌により①敗血症 ②肺炎 ③髄膜炎 ④骨髄炎（中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臟器の腫瘍のいずれかが、2年以内に、二つ以上多発あるいは繰り返して起こったもの） 10) サルモネラ菌血症（再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く） 11) 活動性結核（肺結核又は肺外結核） 12) 非結核性抗酸菌症（①全身に播種したもの ②肺、皮膚、頭部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 13) サイトメガロウイルス感染症（生後 1か月以後で、肝、脾、リンパ節以外） 14) 単純ヘルペスウイルス感染症（①1か月以上持続する粘膜、皮膚の損害を呈するもの ②生後 1か月以後で気管支炎、肺炎、食道炎を併発するもの） 15) 進行性多巣性白質脳症 16) カボジ肉腫 17) 原発性脳リンパ腫 18) 非ホジキンリンパ腫（L.S.G分類により ①大細胞型、免疫芽球型 ②Burkitt型） 19) 慢性子宮頸癌 20) 反復性肺炎 21) リンパ性間質性肺炎／肺リンパ過形成：LIP／PLH complex（13歳未満） 22) HIV脳症（認知症又は亜急性脳炎） 23) HIV消耗性症候群（全身衰弱又はスリム病）	
	この届出は診断から7日以内に行なってください	
	12. 感染原因・感染経路・感染地域	
	13. 感染症のまん延及び当該者の医療のために必要な事項として厚生労働大臣が定める事項	
	<p>①推定される感染原因・感染経路</p> <p>1) 性行為感染 ア. 異性間性的接觸 イ. 同性間性的接觸</p> <p>2) 静注薬物使用</p> <p>3) 母子感染</p> <p>4) 輸血</p> <p>5) その他（ ）</p> <p>6) 不明</p> <p>②推定される感染地域</p> <p>1) 日本国内</p> <p>2) その他（ ）</p> <p>3) 不明</p>	
	<p>①最近数年間の主な居住地</p> <p>1) 日本国内（ 都道府県） 2) その他（ ） 3) 不明</p> <p>②国籍</p> <p>1) 日本 2) その他 3) 不明</p>	

（1、2、4から6、12、13欄は該当する番号等を○で囲み、3、7から11欄は年齢・年月日を記入すること。※欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。）

別記様式 5-1-1 侵襲性髄膜炎菌感染症

別記様式 5-1-1

侵襲性髄膜炎菌感染症発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) () -

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検査)した者(死体)の類型

・患者(確定例)・感染症死亡者の死体

2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(④歳は月齢)	6 当該者職業
男・女	年 月 日	歳(か月)		

7 当該者住所

電話() -

8 当該者所在地

電話() -

9 保護者氏名

10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)

電話() -

11 症状	・頭痛	・発熱	・全身倦怠感	18 感染原因・感染経路・感染地域
	・嘔吐	・発疹	・痙攣	①感染原因・感染経路(確定・推定)

①感染原因・感染経路(確定・推定)

1 飛沫・飛沫核感染(感染源の種類・状況:)

2 接触感染(接触した人・物の種類・状況:)

3 その他()

12 診断方法	・分離・同定による病原体の検出	検体: 髄液・血液	18 感染原因・感染経路・感染地域
	検体: 髄液・血液	血清群: 未実施・A群・B群・C群・Y群・W-135群・その他()	①感染原因・感染経路(確定・推定)

血清群: 未実施・A群・B群・C群・Y群・W-135群・その他()

1 日本国内(都道府県 市区町村)

2 国外(国)

詳細地域()

渡航期間()

②感染地域(確定・推定)

1 日本国内(都道府県 市区町村)

2 国外(国)

詳細地域()

渡航期間()

③共同生活の有無(有・無)

1 学生寮

2 社員寮

3 その他()

13 初診年月日	平成 年 月 日	19 その他感染症の主な症の防止及び当該者の医療のため
		に医療が必要と認める事項

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17 欄は年齢、年月日を記入すること。)

(※) 欄は、死者を検査した場合のみ記入すること。

(*) 欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断側面を行つてください

別記様式 5-1-1 侵襲性髄膜炎菌感染症

侵襲性髄膜炎菌感染症については、診断を行った医師は7日以内に提出をしていただこととなっておりますが、患者が共同生活を行っている場合などの侵襲性髄膜炎菌感染症に対するより迅速な行政対応に資するため、侵襲性髄膜炎菌感染症を診断した医師は24時間以内を目撃し最寄りの保健所への提出を行っていただくようお願いします。

別記様式 5-1-1

侵襲性髄膜炎菌感染症発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) () -

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検査)した者(死体)の類型

・患者(確定例)・感染症死亡者の死体

2 性別	3 診断時の年齢(④歳は月齢)
男・女	歳(か月)

4 感染原因・感染経路・感染地域

・頭痛

・発熱

・全身倦怠感

・痙攣

・頸部硬直

・大泉門脳膜

・点状出血

・ショック

・D I C

・髄膜炎

・菌血症

・間筋炎

・多臓器不全

・その他()

5 感染原因・感染経路(確定・推定)

①飛沫・飛沫核感染(感染源の種類・状況:)

②接觸感染(接觸した人・物の種類・状況:)

③その他()

④感染地域(確定・推定)

⑤飛沫・飛沫核感染(感染源の種類・状況:)

⑥接觸感染(接觸した人・物の種類・状況:)

⑦その他()

6 共同生活の有無(有・無)

1 学生寮

2 社員寮

3 その他()

⑧飛沫・飛沫核感染(感染源の種類・状況:)

⑨接觸感染(接觸した人・物の種類・状況:)

⑩その他()

7 感染原因・感染経路(確定・推定)

1 日本国内(都道府県 市区町村)

2 国外(国)

詳細地域()

渡航期間()

⑪飛沫・飛沫核感染(感染源の種類・状況:)

⑫接觸感染(接觸した人・物の種類・状況:)

⑬その他()

8 感染原因・感染経路(確定・推定)

1 学生寮

2 社員寮

3 その他()

⑭飛沫・飛沫核感染(感染源の種類・状況:)

⑮接觸感染(接觸した人・物の種類・状況:)

⑯その他()

9 初診年月日

平成 年 月 日

10 疾患(検査(※))年月日

平成 年 月 日

11 感染したと推定される年月日

平成 年 月 日

12 発病年月日(※)

平成 年 月 日

13 死亡年月日(※)

平成 年 月 日

この届出は診断側面を行つてください

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6から10 欄は年齢、年月日を記入すること。)

(※) 欄は、死者を検査した場合のみ記入すること。

(*) 欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。

4, 5, 11 欄は該当するものすべてを記載すること。)

別記様式 5-1-2～5-2-0 (略)

別記様式 5-21 麻しん

臨床診断例については、届出後であっても、血清抗体価の測定を実施するとともに、所在地の地方自治体に検体提出し、その結果について収容者の保健所に報告していただき、検査結果等を総合的に勘案し、麻しんでないと判断された場合は届出の取り下げ等のご協力いただきますようお願いします。

別記様式 5-21

麻しん発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印 (署名又は記名押印のこと)

從事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) () -

(※病院・診療所に從事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検査)した者(死体)の種類

・患者(確定例)・感染症死亡者の死体

2 当該者氏名 3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢(月齢) 6 当該者職業

男・女 年 月 日 歳(か月)

7 当該者住所

電話() -

8 当該者所在地

電話() -

9 保護者氏名 10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)

電話() -

病型

13 感染原因・感染経路・感染地域

①感染原因・感染経路(確定・推定)

②麻疹(検査診断例)

③非典型麻疹(検査診断例)

11 症状

・発熱(月日出現)・咳・鼻汁・結膜充血・眼瞼・コブリック斑・発疹(月日出現)・肺炎・中耳炎・腫脹・クルーブ・結膜(発症の際はお断りします)・その他()

12 診断方法

④臨床検査を含め実施したもの全て記載して下さい。

(ア) 分離・同定による病原体の検出

検体: 咽拭れ液・血液・膿液・尿・その他()

検体採取日(月 日)

結果(陽性・陰性)

遺伝子型:()

(イ) 検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出

検体: 咽拭れ液・血液・膿液・尿・その他()

検体採取日(月 日)

結果(陽性・陰性)

遺伝子型:()

(ウ) 血清IgM抗体の検出

検体採取日(月 日)

結果(陽性・陰性・判定保留)

抗体価:()

(エ) ベア血清での抗体の検出

検体採取日(1回目月 日 2回目月 日)

抗体価(1回目 2回目)

結果: 抗体陽性・抗体価の有無上昇

検査方法: EIA・HI・NT・PA・その他()

(オ) 他の検査方法()

検体()

検体採取日(月 日)

結果()

(カ) 臨床決定()

(1) 3、11から13欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、14から18欄は年齢、年月日を記入すること。

(※) 欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。

(*) 欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。

この届出は診断検査場に行つてください

別記様式 5-21 麻しん

1. 麻しんについては、診断を行った医師は7日以内に届出をしていただくこととなっておりますが、麻しんに対するより迅速な行政効率化に資するため、麻しんを診断(臨床診断を含む)した医師は2.4時間以内を目処に収容者の保健所への届出を行っていただくようお願いします。

2. 臨床診断例については、届出後であっても、血清抗体価の測定を実施するとともに、所在地の地方自治体に検体提出し、その結果について収容者の保健所に報告していただき、検査結果等を総合的に勘案し、麻しんでないと判断された場合は届出の取り下げ等のご協力いただきますようお願いします。

別記様式 5-21

麻しん発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印 (署名又は記名押印のこと)

從事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) () -

(※病院・診療所に從事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検査)した者(死体)の種類

・患者(確定例)・感染症死亡者の死体

2 性別 3 診断時の年齢(0歳は月齢)

男・女 歳(か月)

病型

1) 麻しん(検査診断例) 2) 麻しん(臨床診断例)

3) 非典型麻疹(検査診断例)

4 症状

・発熱(月日出現)・咳・鼻汁・結膜充血・眼瞼・コブリック斑・発疹(月日出現)・肺炎・中耳炎・腫脹・クルーブ・結膜(発症の際はお断りします)・その他()

5 診断方法

①臨床検査を含め実施したもの全て記載して下さい。

(ア) 分離・同定による病原体の検出

検体: 咽拭れ液・血液・膿液・尿・その他()

検体採取日(月 日)

結果(陽性・陰性)

遺伝子型:()

(イ) 検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出

検体: 咽拭れ液・血液・膿液・尿・その他()

検体採取日(月 日)

結果(陽性・陰性)

遺伝子型:()

(ウ) 血清IgM抗体の検出

検体採取日(月 日)

結果(陽性・陰性・判定保留)

抗体価:()

(エ) ベア血清での抗体の検出

検体採取日(1回目月 日 2回目月 日)

抗体価(1回目 2回目)

結果: 抗体陽性・抗体価の有無上昇

検査方法: EIA・HI・NT・PA・その他()

(オ) 他の検査方法()

検体()

検体採取日(月 日)

結果()

(カ) 臨床決定()

(1) 3、11から13欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、14から18欄は年齢、年月日を記入すること。

(※) 欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。

(*) 欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。

この届出は診断検査場に行つてください

別記様式 6-1～別記様式 6-7 (略)